

平成30年度税制改正に関する要望

平成29年11月

全国町村会

平成30年度税制改正に関する要望

平成29年11月
全国町村会

我が国は、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方をあげて取り組んでいるところであるが、これらの課題を克服し一億総活躍社会を実現するためには、地方創生等の取組を更に推進していく必要がある。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生等を推進するとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、平成30年度税制改正にあたっては、町村が自主性・自立性を発揮してこうした課題に着実に取り組むことができるよう、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

2. 個人住民税の充実確保等

個人住民税の在り方の検討にあたっては、この税が、町村の行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえること。

3. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28年度において設けられた時限的な軽減措置が一部拡大されたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、なし崩し的な対象拡大や期間延長は行わないこと。

4. 全国森林環境税の実現

全国森林環境税については、平成30年度税制改正において、次により、確実に実現すること。

ア. 全国森林環境税(以下「新税」という)は、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が国税として徴収し、全額を市町村に譲与する仕組みとすること。あわせて、市町村の徴収事務に関しては、できる限り事務負担及び財政負担の軽減をはかること。

また、新税は国税として広く国民に負担を求めるものであることから、導入にあたっては、国民に十分説明し、周知徹底をはかること。

イ. 新税の使途については、間伐のほか、路網整備や人材育成、担い手の確保等、地域の実情に応じて市町村が必要な事業を弾力的に実施できるよう、使い勝手のよいものとする。

ウ. 新税の配分にあたっては、市町村が主体となって実施する森林整備等の事業内容と関連が深い客観的な指標を用いるとともに、地域の多様な実情を踏まえ、必要な補正を行うこと。

エ. 新税で対処する市町村の行政需要と府県等の超過課税で対処する行政需要はできる限り整理・区分されるべきであるが、地域の実情に応じて対処すべき行政需要は異なるため、具体的な事業の実施にあたっては、各都道府県と市町村等がそれぞれの事業内容や規模等を協議するなど、各地域において柔軟に対応できるようにすること。

オ. 現在、重点課題対応分として地方財政計画に計上されている「森林吸収源対策等の推進」の事業費を継続するとともに、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に計上すること。

5. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税(交付金)は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

6. グリーン化特例適用期限到来後の見直し等に係る地方財源の確保等

今後、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行うにしても、町村財政に減収をきたさないことを前提とすること。

また、軽自動車税のグリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入以後の見直しを行うにあたっては、税収の確保に十分留意すること。

さらに、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税に関し、適用期限到来後の見直しを行うにあたっては、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

7. 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえ、税収を最終消費地により適切に帰属させたものとする。

8. 市町村たばこ税の現行税収総額の確保

たばこ税の将来に向かっての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。

9. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

10. 地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。

11. 地方税の電子納税の仕組みの安全かつ確実な実施等

地方税の電子納税（共同収納）の仕組みの導入に当たっては、町村において、事務的、財政的な負担が生じないよう、地方財政措置等を講じるとともに、その仕組みが安全かつ確実に実施されるよう、運営主体を地方共同法人とし、ガバナンスの強化等をはかること。